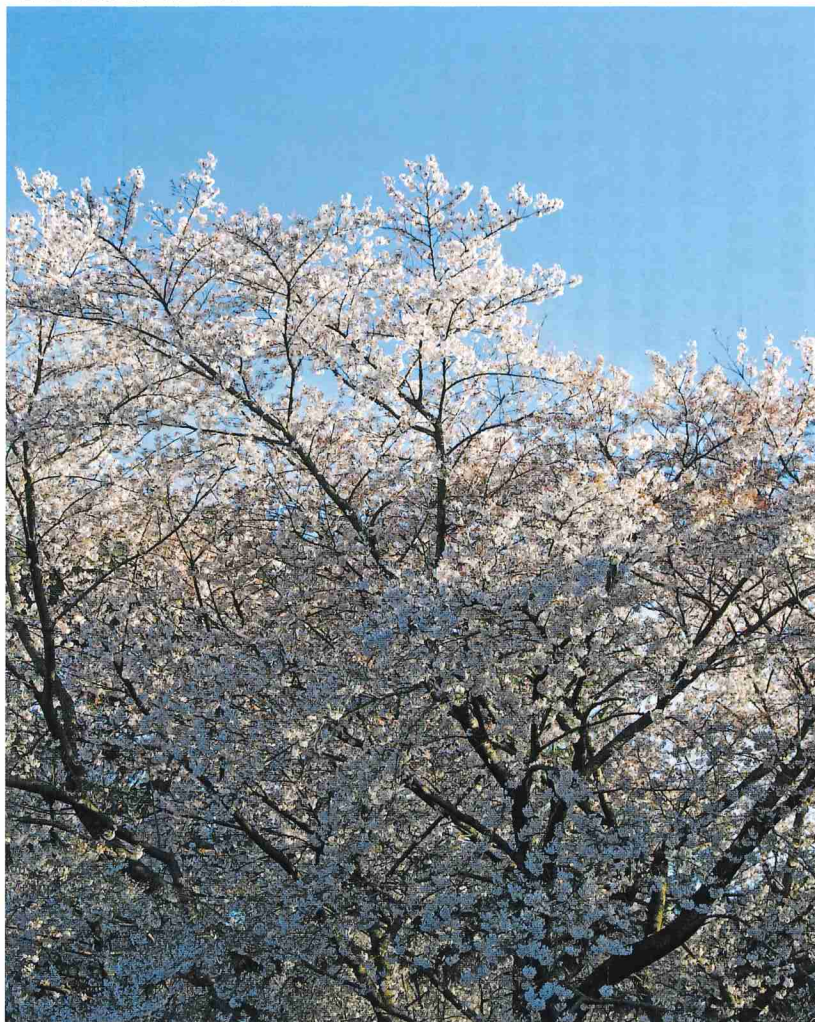




さくら

花みずき



BEST MANAGEMENT

公認会計士・税理士  
経営コンサルタント

安 蒜 俊 雄

〒271-0046

松戸市西馬橋蔵元町93

Phone : 047 (341) 8811

Fax : 047 (341) 8080

4月

(卯月) APRIL

29日・昭和の日

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|----|----|----|----|----|----|----|
|    |    | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  |
| 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 |
| 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 27 | 28 | 29 | 30 |    |    |    |

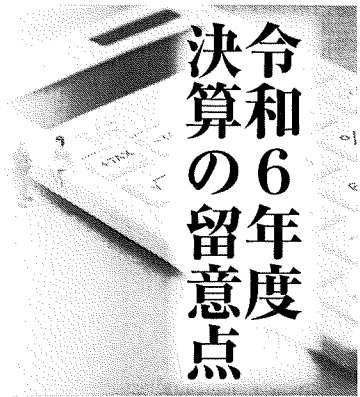
### ワンポイント 価格転嫁検討ツール

仕入れ・材料費や人件費、水道光熱費等のコスト増加分を価格に反映させたい事業者が商品別(取引先別)の収支状況も確認しながら、目指すべき取引価格を検討できるシミュレーションツール。独立行政法人中小企業基盤整備機構がリリースしたもので、登録不要、無料で利用できます。

## 4月の税務と労務

- 国 税 / 3月分源泉所得税の納付 4月10日
- 国 税 / 2月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 4月30日
- 国 税 / 8月決算法人の中間申告 4月30日
- 国 税 / 5月、8月、11月決算法人の消費税等の  
中間申告(年3回の場合) 4月30日
- 地方税 / 給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出 4月15日
- 地方税 / 固定資産税(都市計画税)第1期分の納付  
市町村の条例で定める日(原則4月中)
- 地方税 / 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 4月1日～4月20日  
または最初の納期限のいずれか遅い日以後の日まで
- 地方税 / 軽自動車税の納付  
市区町村の条例で定める日(原則4月中)
- 労 務 / 労働者死傷病報告(休業4日未満:1月～3月分) 4月30日

# 令和6年度 決算の留意点



令和6年4月1日以後に開始する事業年度から適用される法人税制では、令和6年度税制改正において、賃上げ促進税制や交際費等の損金不算入制度の見直しが行われています。決算・申告手続きの際の留意点を、改めて確認します。

## 賃上げ促進税制

### (1) 全法人向け制度

国内雇用者に支給した給与などの額（以下、雇用者給与等支給額）が、前年度と比べて一定以上増加した場合に、増加額に税額控除割合を乗じた額を法人税額から控除する制度を、賃上げ促進税制といいます。原則は、継続雇用者給与等支給増加割合

が3%以上の場合に税額控除割合は10%ですが、次の上乗せ措置があります。【表1参照】継続雇用者給与等支給増加割合が、4%以上の場合は5%を加算して税額控除割合が15%に、5%以上の場合は10%を加算して税額控除割合が20%に、7%以上の場合は15%を加算して税額控除割合が25%になります。

さらに、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上であり、かつ教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合、税額控除割合に5%を加算します。また、プラチナくるみん認定もしくはプラチナえるぼし認定を受けている場合、税額控除割合に5%を加算します。

### (2) 中堅企業向け制度

青色申告書を提出する法人で事業年度終了時に特定法人（常時使用する従業員の数が2000人以下等の要件を満たす法人）に該当するものについては、次の上乗せ措置があります。継続雇用者給与等支給増加割合が4%以上の場合は15%を加

算して税額控除割合が25%になります。さらに、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上であり、かつ教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合、税額控除割合に5%を加算します。また、プラチナくるみん認定もしくはプラチナえるぼし認定を受けている場合、またはその事業年度においてえるぼし認定3段階目の認定を受けた場合には、税額控除割合に5%を加算します。

### (3) 中小企業等向け制度

中小企業者等については、雇用者給与等支給増加割合が、1.5%以上の場合は税額控除割合が15%、2.5%以上の場合は税額控除割合が30%になります。

さらに、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が5%以上であり、かつ教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合、税額控除割合に10%を加算します。また、プラチナくるみん認定もしくはプラチナえるぼし認定を受けている場合、またはそ

表1 賃上げ促進税制の税額控除割合

国税庁資料より

| 区分   | 増加率の判定対象    | 賃上げ要件  | 基本割合 | 教育訓練費 | くるみん・えるぼし | 合計  | 教育訓練費の要件                                                          | くるみん・えるぼしの要件             |
|------|-------------|--------|------|-------|-----------|-----|-------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 全法人  | 継続雇用者給与等支給額 | 3%以上   | 10%  | +5%   | +5%       | 20% | ①教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上かつ、<br>②教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上 | プラチナくるみん認定又はプラチナえるぼし認定   |
|      |             | 4%以上   | 15%  |       |           | 25% |                                                                   |                          |
|      |             | 5%以上   | 20%  |       |           | 30% |                                                                   |                          |
|      |             | 7%以上   | 25%  |       |           | 35% |                                                                   |                          |
| 中堅企業 |             | 3%以上   | 10%  | +5%   | +5%       | 20% |                                                                   | プラチナくるみん認定又はえるぼし3段階目以上認定 |
|      |             | 4%以上   | 25%  |       |           | 35% |                                                                   |                          |
| 中小企業 | 雇用者給与等支給額   | 1.5%以上 | 15%  | +10%  | +5%       | 30% | 上記①が5%以上かつ、<br>②が0.05%以上                                          | くるみん認定又はえるぼし2段階目以上認定     |
|      |             | 2.5%以上 | 30%  |       |           | 45% |                                                                   |                          |



の事業年度においてくるみ認定もしくはえるばし認定2段階目以上の認定を受けた場合には、税額控除割合に5%を加算します。

(4) 繰越控除・その他  
賃上げ促進税制により税額控除できる額は、調整前法人税額の20%（当期税額基準額）が上限になっています。中小企業者等については、当期税額基準額を超える額は、最大5年間繰り越して、各期の上限の範囲内で調整前法人税額から控除することができま。【図1参照】

この規定の適用を受ける場合には、賃上げ促進税制の適用を受けた事業年度以後の各事業年度の確定申告書等に、明細書を添付する必要があります。

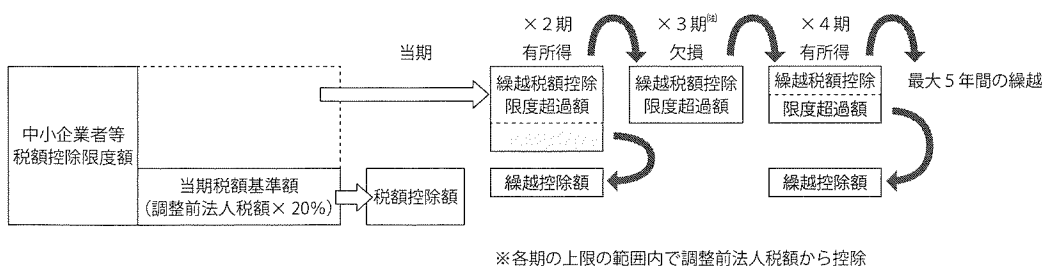
賃上げ促進税制では、「給与等の支給額」から「その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」を控除することになっています。この控除する金額から、「役務提供の対価として支払を受ける金額」が除かれることになりました。具体的には、看護職員処遇改善評価料及び介護職員処遇改善加算などは控除せず、「給与等の支給額」に含まれることになります。

#### ― 交際費等 ―

令和6年4月1日以後に支出する飲食費のうち、1人当たり1万円以下のものは交際費等の範囲から除かれます。また、1人当たり1万円を超える接待飲食費の50%相当額について損金算入を認める制度（接待飲食費に係る損金算入の特例）と、中小法人が支出する交際費等のうち800万円までの損金算入を認める制度（中小法人に係る損金算入の特例）については、適用期限が3年間延長され、令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度において適用されます。【図2参照】

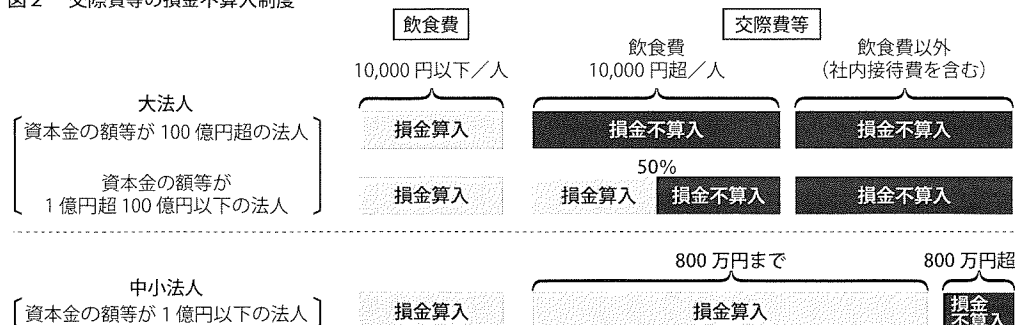
図1 繰越税額控除制度のイメージ

国税庁資料より



(注) 繰越税額控除制度の適用を受けない事業年度であっても、確定申告書等に明細書の添付が必要

図2 交際費等の損金不算入制度





## D2C

### — Direct to Consumer —

D2Cは、インターネットで商品の売買を行っている企業の間で注目されている新たなビジネスモデルの一つです。「Direct to Consumer」の頭文字を取って「D2C」と呼ばれています。

D2Cは、ひとことで言えば「直売」のことです。今やインターネットショッピングは日々の生活に欠かせないものとなり、老若男女問わず、ネット上で買い物をするのはもはや当たり前です。

通常、インターネットショッピングといえば、例えばAmazonやYahoo!ショッピング、楽天市場などの「モールサイト」を思い浮かべる人も多いかと思います。モールサイトや卸売業者、小売店などに企業が出店し、これらを通じて消費者が購入するビジネスモデルのことを「B2C (Business to Consumer)」といいます。B2C手法を用い

ることで幅広い顧客に自社の商品をアピールできる反面、顧客層が広いゆえに必要とされているニーズの把握が難しく、ターゲットを絞りにくいという懸念点もあります。

その一方、D2Cはモールサイトなどの代理店を通さず、自社で製造から販売まですべて手がけていく手法です。昨今では、自社商品の強みをYouTubeやInstagram、TikTokなどを介した動画で紹介し、自社のブランドイメージに合わせて作られたサイトで売るといったケースが増えています。

ITが普及し始めた当初は、インターネット利用者はパソコンを扱うことができる一部の人に限られていました。しかし、今や多くの人がスマホを扱うことが当然の世の中となり、インターネットの利用に関する抵抗感が薄れています。

このような中で、他社と差別化を図り、より多くの人の目に止まり、購買意欲をかき立てることを目的にブランディングを行う企業が増加したことも、D2Cが注目されるようになった要因の一つです。

## 健康マージャン

健康マージャンとは、純粹に健康やコミュニケーションのために行われる「マージャン」のことです。

日本健康麻将協会によれば、健康マージャンは、「賭け(レート)」「飲酒」「喫煙」がいずれも「ない」点をモットーにしています。

健康マージャンの目的は、手や頭を使うことにより脳の活性化や認知症、フレイルを予防する健康効果、対局相手とのコミュニケーションを通じた社会活性効果などが挙げられます。特に、子育てや仕事にひと段落がついた高齢者が、新しい仲間や趣味を作るために集まることでも知られており、高齢者中心の総合祭典「ねんりんピック(全国健康福祉祭)」の種目の一つにもなっています。

4月は新たな生活や出会いが多い時期でもあります。初心者向けの講座を行う場所などもあるため、コミュニケーションの一つとして、健康的にマージャンを楽しんでみるのも良いのではないのでしょうか。

## 木育

木育は、平成16年に北海道が提唱した「木に触れ合うことで学びを得る取組み」のことです。幼少期より身近に木がある生活をすることで感性を育み、自然に対する思いやりの気持ちを育てるようにつとめ、身近な人と木を使った遊びやものづくりに取り組むことで、木への愛着を通じた共感を育み、社会への関心へつなげることが木育

の主な目的です。「育」という言葉から子どもがターゲットと思われるがちですが、木には人をリラックスさせる効果があり、血圧が落ち着くという話もあります。森の中で木の匂いに包まれると、心が落ち着くという経験をしたことがある人も多いのではないのでしょうか。大人にも子どもにも良い効果があるという「木」の存在は、今後間違いなく注目されることでしょう。